

「東京都消費生活対策推進会議」の設置について

東京都消費生活対策推進会議

目的

- 1 東京都消費生活基本計画
関連施策の着実な推進
- 2 消費生活行政に関する緊急
対策の各局横断的な調整
- 3 消費生活行政に関する課題
と情報の共有

- (1) 座長 生活文化スポーツ局長
- (2) 副座長 消費生活部長
- (3) 委員 基本計画の関連施策所管局の企画担当部長級職員(別紙)

特別対策班

- ・各局の行政処分権限等を有機的に発動し、法の包囲網を構築
- ・消費者問題について新たな課題や事案が発生した際の関係各局の機動的連携

副座長(消費生活部長)が随時設置

- ・消費生活基本計画に関する案件、及び消費生活上の緊急課題等について、関係各局・関係部署が横断的、機動的に対応するため、各局協議の上、課題ごとに時限的に設置
- ・構成メンバーは、関係部署の課長級職員(別紙)
- ・既存の連携組織がある場合は、関係局と協議し、緊急課題解決のため、必要な要請及び連絡調整を実施

例1

「悪質事業者の取締り」に関する特別対策班

生活文化スポーツ局(特定商取引法)
都市整備局(宅建業法) など

例2

「不適正表示」に関する特別対策班

生活文化スポーツ局(景品表示法)
福祉保健局(医療法、薬事法) など

既存組織の活用

食品安全対策推進調整会議

(福祉保健局所管)

事例案

東京都消費生活対策審議会

基本計画に関連する施策について報告し、意見を求める